

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：かすみがうら市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.4%
全職員	72.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.6%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.3%
31～35年	90.9%
26～30年	85.2%
21～25年	85.8%
16～20年	84.7%
11～15年	81.1%
6～10年	88.4%
1～5年	90.0%

【説明欄】

2. (1) 「本庁部局長・次長相当職」には女性がいないため、「—」と表記している。

男性の平均給与に対して女性の平均給与が高くなっている要因として考えられるもの

○本庁課長相当職

「本庁課長相当職」は男性32名に対して女性3名であることから、女性の方が高く算出されている。

男性の平均給与に対して女性の平均給与が低くなっている要因として考えられるもの

○任期の定めのない常勤職員

・扶養手当、住居手当及び管理職手当の受給者に占める男性の割合が、それぞれ約92%、約80%及び約91%と、男性の方が高い。

○全職員

・パートタイム会計年度任用職員が占める割合が、男性は約4%、女性は約22%と、女性の方が高い。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	9.1%

【説明欄】

(参考) 男女別管理職登用比率 男性：36.2%、女性：8.4%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	12.5%
本庁課長補佐相当職	8.3%
本庁係長相当職	22.2%

【説明欄】

「本庁部局長・次長相当職」には女性がいないため、「—」と表記している。

(参考) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率

本庁課長相当職：33.3%、本庁課長補佐相当職：-23.8%、本庁係長相当職：5.6%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	58.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	—	—
1 週間以上 2 週間未満	14.3%	0%	—	—
2 週間以上 1 月以下	14.3%	0%	—	—
1 月超 3 月以下	28.6%	0%	—	—
3 月超 6 月以下	28.6%	0%	—	—
6 月超 9 月以下	0%	0%	—	—
9 月超 12 月以下	14.3%	100.0%	—	—
12 月超 24 月以下	0%	0%	—	—
24 月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員について、取得対象者がいないため、「—」と表記している。

育児休業の取得を促進するため、毎年度当初に管理職職員を通じて制度の周知等を行っている。

（参考）令和 6 年度の男女別育児休業取得率（常勤職員）・・・ 男性：37.5%、女性：100%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	11.9 時間／月
内部部局等以外	7.7 時間／月

【説明欄】

（参考）男女別平均時間外勤務時間（全体）

男性：10.7 時間／月、女性：10.1 時間／月